

②畜犬取締規則

○布達 明治十四年五月十八日

甲第二十六号

畜犬取締規則を、左の通り改定し、来る七月一日より施行するので、この旨を布達すること。

畜犬取締規則

第一条 畜犬は、その飼い主の住所姓名を詳しく書いた頸輪または札を付けておくこと。

第二条 畜犬伝染病に感染した徴候があるか、または狂猛となり人畜に傷害を与える恐れのあるものは

飼い主が嚴重に繫留し、遁走の恐れのないようにすること。但し、伝染病の徴候がある時は速やかに所轄の警察署に届け出ること。

第三条 警視庁は、その伝染病であることを確認した時は、飼い主と警察官吏とが立ち合いの上、その犬を撲殺させることができる。また、**撲殺した犬は**、これを焼却させること。

第四条 畜犬がいなくなり、これを探そうとする者は、その犬の大小毛色種類等を詳しく記入し、所轄の警察署に届け出ること。

第五条 警視庁は、**無標**の犬が徘徊するときは、これを捕らえ、庁内の檻に入れておき、一週間養うこと。

第六条 前条の迷い犬について、その飼い主が引き取りを願うときは、一日に付き、金二十五銭の飼育料を払わせ、その後引き渡すこと。もしその一週間の内に引き取り手が無い時は、警視庁においてこれを売却し、飼育料及び檻の修繕等の費用に充てること。

○達 明治十四年五月十八日

第五十六号

畜犬処分心得並びに獣欄規則を左の通り定めるので、この旨を通知すること。
畜犬処分心得

第一条 すべて畜犬の処分については、本年甲第二十六号布達取締規則に定める内容に基づいて行うこと。
第二条 畜犬伝染病に感染した徴候があるか、または狂猛であり人畜に障害を加える恐れのあると認める時は、取締規則第二条により、飼い主に怠慢の無いように指導すること。
第三条 伝染病に感染したことを確認したときは、取締規則第三条により処置すること。なお、外国人に關係する時は、あらかじめ本庁の許可を受ける必要があること。
第四条 無標の迷い犬が徘徊する場合は、本庁第二局に送り届けること。むやみに撲殺してはならない。

獣欄規則

第一条 無標の迷い犬を一時保護するため、本庁構内に獣欄を設置する。
第二条 無標の迷い犬は獣欄に入れ、一週間飼育すること。但し、檻に入れた順に番号札を付けること。
第三条 期限内に迷い犬の引き取りを希望する者がある時は、一日につき金二十五銭の飼育料を負担させ、その後これを引き取らせること。
第四条 獣欄の内外は時々掃除し、不潔にならないよう注意すること。
第五条 獣欄の構成及び飼育の方法等は別に定める。

○達 明治十五年十月十一日

第一百号

警察署及び巡查屯所において、臨時にその管内に限定して野犬の撲殺を命じたこともあるようであるが、これは良くないので、以後は禁止する。本来のやりかたとして、狂猛の野犬があり、巡查による撲殺が難しく撲殺人が必要とされるときは、第一局へ申し出ること。但し、同局から出署した撲殺人へは、該当する犬を指示し、みだりに他の犬を撲殺しないよう注意すること。以上の内容について通知すること。